

ストップ! 財界主導の市政

～ みんなでつくろう! 住民が主人公の浜松を ～

高林 順の重点政策

(マニフェスト)



「住みつづけたいまち浜松をつくるみんなの会」代表委員

1950年(昭和25年)浜松市舞阪町生まれ 56才

名城大学商学部卒、現在浜松民主商工会事務局長

住みつづけたいまち浜松をつくるみんなの会

〒433-8114 浜松市葵東 2-6-18 053-439-4131 Fax053-439-5468

< 高林順のごあいさつ >

浜松は大企業優遇・規制緩和で中小企業や商店がつぎづきに消えてゆき、地域のきずなや、まちの機能が失われています。ワーキングプアの言葉に象徴される市民の暮らし・雇用・福祉がさらに深刻な状況です。

浜松市政を「住民が主人公」の市政へ転換し、生き生きとした元気のある「住み続けたいまち浜松」をつくるため、私は全力をあげていく決意です。

< 3 つの転換 >

- 1.財界言いなりの市政から地方自治の本旨に基づく、福祉・医療・環境・教育などの充実を重点施策とした**あたたかい市政**に。
- 2.中小商工行政に思い切って光をあて、厳しい経済情勢のもとで、地域経済振興と雇用を守る条例を制定し、**安心して住み続けられる市政**に。
- 3.行政改革をすすめるにあたって、効率優先・市民サービス切り捨ての行政経営計画は見直し、市民の願いにきめ細かくこたえられるよう、現場職員の意見に耳を傾け、**風通しの良い市政**に。

< 高林順の重点政策 10 項目 >

1. 大企業・財界言いなりの市政から、憲法と地方自治の本旨(福祉の向上など)に基づく、**市民本位の市政**への転換をすすめます。また、政令市移行にむけ、市町村合併を検証し、中山間地域の切り捨てを許さず、どの地域でも誰でもが安心してくらすよう、必要な施策をすすめます。
2. **行政改革**にあたっては、財界主導の「行革審」の答申を鵜呑みにした「効率優先」の現行のアウトソーシング計画は見直します。当面、市民サービスの低下をまねくおそれのある保育園・幼稚園の民営化、学校給食業務などの民間委託計画は凍結・中止します。
即実施
3. 住民税増税による市民負担の軽減対策をすすめます。医療費の値上げや、年金切り下げに反対し、自治体首長として国に働きかけます。また、子ども(小学校卒業まで)の医療費の無料化の実現、バス・タクシー券の引き下げは行なわず、むしろ拡充します。家族介

護慰労金の増額、特別養護老人ホームの増設などをはかり、**国民健康保険料・介護保険料の引き下げ**をします。障害者自立支援法の施行にともなう新たな市民負担に対し、その軽減のための対応をはかります。

即実施

4. 産業空洞化から、地域経済と雇用を守り、**「浜松市地域経済振興条例」の制定**をすすめます。仕事おこしの担当部局を拡充し、市独自の施策をすすめます。
但し、大企業優先の制度は見直します。(1社あたり30億円企業誘致補助金など)

即実施

5. 小学校の安易な統廃合計画は行わず、父兄や地域住民の意見をふまえながら対応していきます。また、いじめ対策等のため**30人学級の実現**、学校施設を改善・充実し、ゆきとどいた教育をすすめます。
6. 耐震補強など市独自の補助制度の確立、地震対策の強化で安心・安全なまちづくりをすすめます。また、ダイオキシン・アスベスト対策を強化し、市民の健康と環境をまもります。
7. 市長交際費の公開など、**情報公開**を徹底し、市民の知る権利を保障します。

また、**市長公舎は使用せず**、市民の声をふまえ、活用方法について決めていきます。

また、**市長の退職金を廃止**し、給与は半額にします。

即実施

8. 女性の社会進出と地位向上につとめます。また、子育て支援のために公的保育の充実をはかります。
9. 空中警戒管制機(AWACS)を撤去し、パトリオットミサイル(パックスリー)の配備に反対し、**平和な浜松**をつくります。また、**非核都市浜松宣言**を行ないます。
- 10 消費税増税に反対し、議会の協力を得ながら国に増税をしないように働きかけます。

高林順の政策(マニフェスト)の具体的内容 52 項目

みんなでつくろう!

安心して住み続けたいと言える元気な浜松を

「住民が主人公」の市政に転換します
一部財界人「言いなり」市政は許しません
地域間格差の解消をめざし、どの地域でも安心して住み続けられるまちづくりをすすめます

1. 民主的な行政改革の推進(市民に役立つ所=市役所)

一部財界人の市政「介入」を許さず、住民が主人公の立場で、行政改革・市政運営を行います。市民生活に直接関わる仕事を営利目的の民間に任せてはよくなりません。住民の安全と福祉を守る地方自治体本来の役割を担う自治体職員が行うべきです。

いま実施されつつある、計画されている保育園・幼稚園の民営化、学校用務員・給食調理員、ごみ収集、図書館、公民館などの民間委託をやめます。

保健師、薬剤師など専門性のある人材を確保して、職員が創意と意欲をもって勤められるようにします。

区役所・地域自治センターの市民向け窓口事業は確保します。

合併時の約束「都市内分権」のために、地域協議会の意思をくみ上げられるよう、区役所の権限を強化し、区役所や地域自治センターの独自予算を確保します。

2. いのちと健康を守るために

税制改悪でお年寄りをはじめとする住民税増税分(約9億円)は、高齢者への施策に振り向けます。

住民税非課税世帯に適用されていたサービスや助成が、税制改悪で課税世帯にさせられた人へ、これまで通りサービスや助成が受けられるようにします。

国保料、介護保険料の引き下げと、国保証取り上げを止めます。

払えない人への減免制度の適用を受けやすくします。
1万6千人の外国人在住者の生活と健康を守るため、外国人の社会保障適用を進めます。
誕生月健康診断、がん検診を充実します。
北遠・引佐・三ヶ日地域に救急ヘリポートの配置整備を進めさせます。

3.子育て支援、教育環境のために

子どもの医療費助成を小学校卒業まで広げます。
保育所増設で待機児をなくします。
学童保育所の増設と新設で希望者は6年生まで入所でき、夏・冬・春の長期休暇の保育体制を確保します。
民間の学童保育所への助成をします。
子育て相談所を全保育園に設置します。
小・中・高の30人学級を早期に実現します。
学校の統廃合は、一学年2クラスの基準を一律に適用をしないで、小規模校の存続を地域の意思を尊重して進めます。
校舎の耐震補強、雨漏り校舎、老朽校舎の改築、トイレの整備を急ぎます。
幼稚園、保育園の民営化を止めます。
就学援助制度を受けやすくします。
学校図書館司書を全校に配置します。
児童公園、プレパークを増やします。
校舎の耐震化を急いですすめます。

保育所

待機児（138）人
計画はH16年～H20年まで旧浜松市内で新設3園、増設9園で+1,080人のみ

学童保育

統計上の待機児童は33人、旧浜松で定員を超えて3年生を断っているところが54所中25所、旧浜松以外の22所のほとんどは定員を超えても6年生まで受け入れている

子育て相談所

計画はH16年度49園をH21年度に65園にするのみ）
学校図書館司書の配置数

市の方針は全校に週3日配置を計画

*細江はすでに全校に週5日配置済み

4 福祉・介護の充実

特別養護老人ホーム待機者の解消を急ぎます。
訪問介護の北遠地域の格差是正を行い希望するサービスが受けられるようにします。
障害者自立支援法で障害者負担の大幅増増と施設運営の影響に、市独自の助成をすすめます。
養護学校通学を希望するすべての生徒が通えるように学校配置と、通学支援します。
高齢者世帯への配食サービスを守り・充実します。

特別養護老人ホーム待機者

H17年8月時点の待機者2887人。
この内要介護4,5の待機者399人は切実。
これに対する「はままつ友愛高齢者プラン」の計画は平成17年～20年の増床予定+245（計2805）実態とかけ離れている。

5.みんなが元気で活力ある浜松に

地域経済の振興、雇用の確保をはかります。

「街づくり・地域づくり基本計画」を多様な階層の市民参加でつくって実践します。

ライフエリア（歩いて行ける範囲で買い物などが可能な範囲）コンパクトシティ
TMO、チャレンジショップ、空き店舗活用、廃校・余裕教室活用、遊休地活用など
全国の事例に学びます

福祉巡回バスを拡充します。

バス・タクシー券を現行どおり継続します。

「地域経済振興条例」や「中小企業振興基本条例」を制定します

小規模修繕契約希望者登録制度 木造住宅耐震補強助成制度

地元産材木の使用促進制度、商工会・商店会への支援強化、女性の事業参画促進

中小企業支援センターの設置、信用保証協会基金補助金の増額など

「農業振興条例」を制定します

都市農業の特性を生かす消費者と生産者の交流の場を広げます

学校給食に地元産品を取り入れ食教育をすすめます

担い手育成とともに、定年退職者でも意欲のある人への就農機会を広げるために農家基準を緩和します

野菜価格安定制度への市独自の助成をします。

中山間地直接支払制度を維持拡充して、真に地域に生かされるようにし、棚田を保全します。

政令市の市街化地域宅地並み課税への見直しと該当農家が小規模でも都市近郊農業を継続できる施策をつくります。（生産緑地要件 = 500㎡、営農年数の緩和など）

林業の維持経営を助成するため、天竜材住宅建築補助制度、公共建築・器材への天竜材活用をすすめます。

定年を迎える団塊世代の人たちが地域経済活動や社会活動に元気よく参加でき、地域の活力向上に寄与できるよう、「がんばる団塊世代事業」提案します。

中小商工業者に対する融資制度を充実します。

6.地域の環境を守るために

通学道路の安全確保、防犯灯の整備をすすめます。

道路の整備、側溝・排水路の整備をすすめます。

湧水対策をすすめる、水害・地すべり・崩落危険箇所の点検員登録制度をつくり、発生時への緊急措置費を確保します。

産廃場への監視・指導強化、不法投棄の監視体制を強化します

消防充足率

消防水利 76%、地震対策消防水利 63%、消防力 89%、消防隊員 70%

浜名湖と佐鳴湖の水質改善・浄化のためにつくします。
天竜川堆砂対策と遠州灘海岸侵食対策を国・県に強く働きかけます。
防災基準から遅れている消防体制を急いで強化・充足します。

7.市民生活の平和・安全のために

木造住宅の耐震補強のために、県の 30 万円助成に加えて市の独自助成をします。
家具転倒防止の助成を充実します。(現行 65 才以上、5 品目以内)
非核平和都市宣言をして、学校で核戦争の悲惨さや戦争体験を語る「語り部」授業などの平和教育をすすめます。
憲法 9 条を守り、日本を戦争の出来る国にはさせません。
国民保護法による自衛隊と米軍の軍事行動に協力する「浜松市国民保護対策本部及び浜松市緊急対処事態対策本部条例」の実施適用は許しません。
パトリオット配備、T 4 練習機増強に反対し、市街地にある自衛隊浜松基地の撤去を求めます。

資料(1) 現市政の現状分析及び政令市の実像

1. 現市政の現状と問題

= 効率優先「(株)浜松市」で、市民サービス切捨てに

05年7月に合併した浜松市は、面積は香川県・大阪府に近い広大な地域にひろがりましたが、合併時に確認された「クラスター型一市多制度」「サービスは高く負担は低く」の約束は早くも反故にされ、不満と不信、生活への不安の声が噴出しています。

現市政の現状は

1、国が示した「地方行革推進」に忠実に従い、企業経営者中心の「行財政改革推進審議会」の諮問を受けて「浜松市行政経営計画」を発表しましたが、まさに企業経営型「(株)浜松市」を目指そうとするもので、効率優先、市民サービス切捨ての市政で、その主な中身は

市民に直結する多くの仕事を民営化・民間委託

* 具体例 ; 保育園、学校用務員、学校給食調理員、ごみ収集、公民館、図書館

市民サービス、補助金の見直しと言って、切り捨て・引き下げ

* 具体例 ; 高齢者へのバス・タクシー券支給の見直し、自治会交付金の切り下げ、ごみ有料化、合併浄化槽設置補助金、高齢者世帯への配食サービス見直しなど

予算管理を企業型経営・独立採算とって、「国保、介護、水道、下水などの特別会計」に、市民の税金などでまかなわれている「一般会計」からの繰り入れを減らそうとしています。

独立採算を強いられる国保、介護などの会計は、市民から徴収する保険料、使用料の大幅引き上げとなり、これまでも多くいた払えない人がいっそう増えることが必至です。

職員を大幅削減し、事務の再編・整理とって、区役所・地域自治センターの仕事を全面見直しして、通常の市民サービス以外の、教育、保健・衛生、土木、災害復旧、上下水道などの相談窓口を市民から遠ざけようとしています。

2、予算などに見られる市民には冷たく、大企業優遇の逆立ち市政

・全国30万人以上の中核市34市の17年度予算比較

住民のくらしや営業支援などが中位以下の低レベルです

	浜松市		1位の市	同レベルの80万人都市		新政令市 静岡市
	一人当たり	順位		新潟市	堺市	
民生費	70,803	3 2	長崎市 169,465	87,991	117,305	79,812
衛生費	29,720	2 0	豊田市 43,367	29,994	29,720	29,181
労働費	536	2 1	福山市 2,778	1,335	361	891
農林水産費	6,413	1 2	岡山市 20,001	12,932	1,336	5,824
教育費	29,337	2 6	豊田市 71,537	41,847	28,908	34,376

- ・合併後初の 2006 年度統一予算にも、市民のくらしや営業活動には冷たい予算が現れています。
- 例 1、駅周辺開発のためとして、1000 m²以上の新規出店には、改装費の 1/2 (Max 5 億円) の補助をし、なお且つ固定資産税と法人税を 5 年間 1/2 ~ 1/3 免除の優遇措置をし、その一方、全市域に亘る商業振興費は 4 千 5 百万円のみ。
- 例 2、「スリム化」と称して、教育、福祉、消防、防災、治山、河川・中山間地整備予算が次々と削減・廃止されている。
 - 道路・河川の維持・改良費の削減 - 3 億 7 千 5 百万円
 - 学校図書費 - 7,630 万円 (前年比 65%)
 - 図書館図書費 - 4924 万円 (" 73%)

2.政令指定都市浜松の課題

財政負担が増え、かえって大変に

政令指定都市の問題点と課題

1、『効率行政追求』と『一極集中しない、一市多制度』は矛盾。

結局は『効率追求で』では市民から遠い行政サービス切捨て行政になってしまいます

地域の均衡ある発展を目指すクラスター型政令指定都市を目指していますが、現実には「効率的な行財政運営」が優先されて強引に進められており、住民の身近でたよりにできる行政はとも期待できそうにありません。

新たにできる区役所や地域自治センターでどんな仕事がされるのか、「困りごとは本庁へ行ってください」とならないように、市民に必要な職員の配置が求められています。

2、政令指定都市になると、増える仕事以上に増える財政負担。

市民サービスにしわ寄せに

政令指定都市になると県から新たに移管される仕事

土木	国道(1号線を除く)県道の維持管理
民生・保健衛生	児童相談所、身体・知的障害者更生相談所および入所措置
都市計画	県道、市街地開発、産廃施設、流通業務団地などの都市計画決定
文教	教職員の任免・給与の決定、埋蔵文化財の発掘調査指示など

政令市なったときに増える収支の見込み額

実際には 05 年の静岡市、06 年の堺市に見られるように、「増える財源より持ち出し多く」なります。さらに県からは事業の移管とともに「借金も移管」され、負担はかえって重いものになっています。

政令市なれるからといって、この負担増を市民サービスにしわ寄せにされてはたまりません。名前だけの政令指定都市が市民の犠牲の上にならないようにさせなければなりません。

増える収入	増える事業費	不足
120 億円 道路特定財源 80 億円 高規格道路整備交付金 20 億円 宝くじ販売収益 20 億円	250 億円 国県道の新設改良、維持管理 180 億円 福祉関係に 20 億円	130 億円 国庫支出と借金

県から移管される借金

	浜松市	静岡市	さいたま市	堺市
移行時期	2007 年 4 月予定	2005 年 4 月	2003 年 4 月	2006 年 4 月
引継ぐ期間		過去 7 年間 (1995 年度以降)	過去 7 年間 (1993 年度以降)	過去の借金全額
引き継ぐ金額	125 億円 (115+10)	97 億円	183 億円	460 億円
市民一人当たり	1 万 2 千円	1 万 3 千円	1 万 5 千円	5 万 5 千円

3、政令指定都市になると、市街化地域の農地が宅地並み課税になり、数倍から数十倍にも農業を続けたい人に、生産緑地の指定の条件の緩和をしなければなりません。

4、性急な都市づくりが、市民のくらしと環境が置き去りの危険性

大都市の仲間入りを急ごうとして、無理をして都市整備（駅前開発や路面電車交通網など）に多額な投資を注ぎ込めば、広大な地域にくらす市民の生活環境は後回しにされかねません。

2007 年に策定予定されている、浜松市総合計画を市民のくらし環境整備を重点においたものになければなりません。

（2006 年発表の新市建設計画の総額 3,542 億 8 千 1 百万円では、「世界都市にふさわしい風格の形成」として中心市街地、浜松駅前再開発事業に 148 億 9 千 9 百万円を見込んでいる）

資料(2) 浜松市の商業、工業、農漁業の振興と働くものの職場と生活を守る条例

(案)

略称:浜松市地域経済振興条例案=浜松まちおこし条例案

(目的)

第1条 この条例は、浜松市の産業と経済の中心的な役割を担っている中小企業者の重要性和、市民生活の安定と向上、健全なまちづくりにとって地域経済を振興させることの必要性に鑑み、浜松市を産業の空洞化から守り、中小企業者が今後とも変わることなくその役割を果たすとともに、浜松市内で働くものの職場と雇用及び生活を守るための基本となる事項を定めることにより、もって中小企業の健全な発展、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる場合において当該各号に掲げる者で浜松市内に主たる事業所を有する者をいう。

(1)商業及び工業

中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者

(2)農業

食料・農業・農村基本法に規定する農業者

(3)漁業

漁業法に規定する漁業者

2.この条例において「大企業」とは、前項第1号に該当するもの以外の者であって、商業または工業を営む者をいう。

(基本的な施策)

第3条 この条例の目的を達成するための基本的な施策は、次のとおりである。

- 1.市内に大企業がその工場、事務所、店舗その他経営拠点を縮小、閉鎖、拡大または新規展開する場合の中小企業者及びその従業員が受ける影響調査
- 2.下請け取引の適正化に関する市内の大企業の「遵守事項」及び下請け事業者の「振興基準」についての実態調査
- 3.前2号の調査で、中小企業者及びその従事者に重大な損害を与え、または与えるおそれがある場合、それを是正または未然に防止するための大企業に対する指導、勧告及び要請
- 4.中小企業者の事業所その他の経営基盤を安定し、強化するための施策
- 5.中小企業者及び従業者の居住条件、福利厚生の改善
- 6.中小企業者の資金を確保するための国、静岡県、金融機関及び信用保証協会に対する要請

並びに市の融資制度の充実

- 7.市の物品、役務などの調達に関し、中小企業者の受注機会の増大を特別にはかるための施策
- 8.中小企業者及びその団体が行う「仕事おこし」「まちおこし」、交流、研修、技術取得及び継承に関する助成、支援及び設備補助または提供
- 9.前号の規定による雇用確保のための助成及び支援
- 10.商店街、工場街など中小企業者の集積を守り、発展させるための施策
- 11.青少年に中小企業者の優れた特質と地域経済での役割に対する理解を広め、合わせて後継者を育成するための施策
- 12.市の産業と経済の動向に関する年次白書の作成

(市長の責務)

第4条 市長は、前条の施策を実施するに当たっては、次の措置を講ずるとともに、市民、消費者の保護に配慮しなければならない。

- (1)財政その他施策の実施に必要な不可欠な具体的措置の実施
 - (2)社会、経済情勢の変化に対応した措置
 - (3)特に従業者9人以下(商業は4人以下)の事業所とその従事者に対して必要な考慮をはらうこと
 - (4)国その他の必要な関係機関と協力して施策の推進をはかり、必要に応じて国等の施策の充実及び改善を要請すること。
- 2.市長は、市外の大企業の動向が中小企業者及び従業者に与える影響に対して、必要な考慮をはらわなければならない。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、経営基盤の強化と従業者の雇用確保及び福利厚生のために自主的努力をはらうとともに、地域経済と生活環境との調和に十分配慮するものとする

(市民等の理解と協力)

第6条 市民及び中小企業者に関係する諸団体は、中小企業者が地域経済に寄与していることを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(大企業の協力)

第7条 市内の大企業であって、その事業に関して中小企業者と関係がある者は、前3条の施策の実施について協力しなければならない。

(地域経済振興協議会)

第8条 地域経済の振興と健全なまちづくりに関する基本的な事項を協議し、第3条の施策の具体化に寄与するため、浜松市地域経済振興協議会(以下「協議会」という)を置く。

(組織)

第9条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2.委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)商業及び工業を営む中小企業者
- (2)農業及び漁業を営む中小企業者
- (3)中止企業に働く労働者
- (4)大企業に働く労働者
- (5)浜松市内に居住する主婦・年金生活者等の消費者
- (6)知識経験者
- (7)市議会議員
- (8)市職員

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2.会長は会務を遂行し、協議会を代表する。
- 3.副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2.協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3.協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところとする。
- 4.協議会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 5.協議会の議事は原則として公開する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、第8条の協議会の意見に基づき、市長がこれを定める。

付則

この条例は公布の日から施行する。

— × 毛 —————

— × ㄷ —————